



2024年4月18日

各 位

会 社 名 ウェルシアホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役会長兼社長 池野 隆光  
(コード番号：3141 東証プライム)  
問合せ先 取締役副社長兼執行役員コーポレート担当 中村 壽一  
(TEL. 03-5207-5878)

会 社 名 株式会社いなげや  
代表者名 代表取締役社長 本杉 吉員  
(コード番号：8182 東証プライム)  
問合せ先 専務取締役 羽村 一重  
(TEL. 042-537-5111)

会 社 名 イオン株式会社  
代表者名 取締役兼代表執行役社長 吉田 昭夫  
(コード番号：8267 東証プライム)  
問合せ先 執行役財務・経営管理担当 江川 敬明  
(TEL. 043-212-6042)

**ウェルシアホールディングス株式会社による株式会社ウェルパークの完全子会社化、  
株式会社いなげやにおける子会社の異動(株式譲渡)並びに当該子会社からの特別配当の受領  
及び特別利益の計上に関するお知らせ**

イオン株式会社(以下「イオン」といい、子会社及び関連会社を含めて「イオングループ」といいます。)、ウェルシアホールディングス株式会社(以下「ウェルシア」といい、子会社及び関連会社を含めて「ウェルシアグループ」といいます。)及び株式会社いなげや(以下「いなげや」といい、子会社を含めて「いなげやグループ」といいます。)は、本日、以下のとおり、ウェルシアが株式会社ウェルパーク(以下「ウェルパーク」といいます。)の株式16,000,000株(84.21%)をいなげやから、3,000,000株(15.79%)をイオンからそれぞれ取得し、ウェルシアの完全子会社とする(以下「本取引」といいます。)株式譲渡契約(以下「本株式譲渡契約」といいます。)を締結いたしましたので、お知らせいたします。

これに伴い、いなげやの2025年3月期第2四半期連結決算において当該売却益(関係会社株式売却益)として、約1,623百万円を特別利益として計上する見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

なお、本取引に伴い、ウェルパークはいなげやの連結子会社から除外されることとなります。

1. 株式の取得の理由

ウェルシアは、「お客様の豊かな社会生活と健康な暮らしを提供します」の企業理念のもと、健康をテーマとした付加価値の高い商品やサービスを提案する「生活のプラットフォーム」、「専門総合店舗」を目指し、「調剤併設」、「カウンセリング」、「深夜営業」及び「介護」を軸としたビジネスモデル(以下「ウェルシアモデル」といいます。)を進化させつつ、従業員の専門知識を生かしたカウンセリングと丁寧な接客、地域性にこだわりを持った品揃え、より便利に利用いただけるサービスの充実により、近隣地域生活者の健康や美容、そして豊かな暮らしをサポートする店舗づくりを目指し、北海道から沖縄まで展開しております。

いなげやは、関東1都3県（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県）にスーパーマーケット事業とドラッグストア事業を展開し、すこやけくの実現「お客様の健康で豊かな、暖かい日常生活と、より健全な社会の実現に貢献する」、商人道の実践「お客様のお喜びを、自分自身の喜びとして感じることができる人間集団」を掲げ、“地域のお役立ち業”として社会に貢献することを目指しております。

いなげやグループのドラッグストア事業を担うウェルパークは、「健康で豊かな毎日のお役立ち」をコーポレートスローガンに掲げ、関東1都3県（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県）に合計140店舗（2024年3月時点、うち調剤併設店21店舗、調剤単独店7店舗）を幹線道路沿い、駅前、住宅街等の好立地に出店しております。近年は物販店舗の調剤薬局併設化やEC事業の強化、有資格者の採用拡大や接客力向上による「生活サポートドラッグストアの確立」を推進しております。

イオンは、「お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する」という基本理念に基づく経営を推進しており、新たな時代に対応したヘルス&ウェルネスの進化を重要な戦略と位置づけています。健康寿命の延伸は社会課題であり、お客さまの健康志向がかつてない高まりを見せる中、商品・サービスを包括的に提供するヘルス&ウェルネス事業の進化を通じ、お客さまへより豊かな生活と便利さを提供し続けることを目指しております。

これまでドラッグストア業界は、健康需要の高まり、取扱商品の拡大、意欲的な出店等を背景に市場規模を順調に拡大させてきました。一方で、物価高に伴う消費者の節約志向の高まり、人件費・物流費の高騰など事業環境の変化に直面しております。また、国内では、新規出店余地が減少し、業界の成長は成熟ステージを迎え、再編の機運が高まっております。

ウエルシアは、本取引を通じて、少子高齢社会においても人口増加が続く首都圏で強固な経営基盤を有するウェルパークがウエルシアグループに参加することで、ウエルシアのマザーマーケットにおけるドミナント化を一段と強化することができ、物流や販促の最適化などを通じて事業の運営効率を高められると考えております。ウェルパークにおいては、調剤併設の推進、ウエルシアのプライベートブランド商品の導入、調達・販促等の共同化で集客力や収益力を向上できると考えております。

ウエルシアは、こうした両社の経営資源を相互に最大限に活用できる体制を構築し、首都圏で「ウエルシアモデル」の横断的展開を進めるためには、ウェルパークがウエルシアグループに参加するのが最も効果的であると判断し、今回の株式取得に至りました。ウエルシアは、新たに創出する価値を積極的にお客様に還元することで、地域のお客様の豊かな社会生活と健康な暮らしを提供するという理念を実現したいと考えております。

他方、いなげやも、ドラッグストア業界の環境変化を踏まえると、ウェルパークの企業価値とそこで働く従業員のモチベーションを最大化し、お客様によりよい商品サービスを提供していくためには、ウェルパークをいなげやの子会社としておくよりも、本取引によってウェルパークをウエルシアの完全子会社とし、両社の経営資源の活用により、シナジーを発揮していくことが適切であると判断し、いなげやが保有するウェルパーク株式をウエルシアに譲渡することを決定しました。

イオンも、上記のウエルシアといなげやの考えに賛同し、本取引を通じてウエルシアとウェルパークの経営統合によりウエルシアの企業価値をさらに向上させることが可能であると考え、イオンが保有するウェルパーク株式をウエルシアに譲渡することを決定しました。

## 2. 異動する子会社（ウェルパーク）の概要

(1)	名 称	株式会社ウェルパーク
(2)	所 在 地	東京都立川市栄町六丁目1番地1
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 菅野 一郎
(4)	事 業 内 容	首都圏にてドラッグストア及び調剤薬局を展開
(5)	資 本 金	950百万円（2023年12月31日現在）
(6)	設 立 年 月 日	1990年9月17日

(7) 大株主及び持株比率	株式会社いなげや イオン株式会社	84.21% 15.79%	
(8) 上場会社と当該会社間の関係	資本関係	ウエルシアに関し、該当事項はありません。但し、当該会社は、ウエルシアの親会社であるイオンの子会社であるいなげやの子会社であり、また、イオンの子会社となります。	
	人的関係	ウエルシアに関し、該当事項はありません。但し、ウエルシアの子会社であるウエルシア薬局株式会社の取締役難波廣幸氏が、当該会社の取締役に就任しております。 いなげやに関し、いなげやの取締役島本和彦氏が、当該会社の取締役を兼任しております。また、いなげやの常勤監査役高柳健一郎氏が当該会社の監査役を兼任しております。	
	取引関係	ウエルシアに関し、該当事項はありません。 いなげやに関し、いなげやは当該会社に対し、商品仕入れの取引、一部店舗の賃貸等の取引があります。また、いなげやと当該会社は「資金集中配分に関する契約」を締結しております。	
(9) 当該会社の最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態			
決算期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
純資産	6,855百万円	7,357百万円	7,603百万円
総資産	14,668百万円	15,545百万円	15,752百万円
1株当たり純資産	360.8円	387.3円	400.2円
売上高	43,358百万円	42,638百万円	43,676百万円
営業利益	1,047百万円	1,000百万円	770百万円
経常利益	1,088百万円	1,059百万円	801百万円
当期純利益	597百万円	567百万円	302百万円
1株当たり当期純利益	31.4円	29.9円	15.9円
1株当たり配当金	3.15円	2.99円	1.60円

### 3. 当事会社の概要

#### (1) ウエルシア

(1) 名称	ウエルシアホールディングス株式会社
(2) 所在地	東京都千代田区外神田二丁目2番15号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼社長 池野 隆光
(4) 事業内容	調剤併設型ドラッグストアチェーンの運営を行う子会社及びグループ会社の経営管理等
(5) 資本金	7,748百万円 (2024年2月29日現在)
(6) 設立年月日	2008年9月1日
(7) 純資産	244,367百万円 (2024年2月29日現在)
(8) 総資産	551,860百万円 (2024年2月29日現在)
(9) 大株主及び持株比率	イオン 50.54%

(2023年8月31日現在)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	7.81%
	株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3.40%
	ウエルシアホールディングス従業員持株会	1.88%
	株式会社ツルハ	1.60%
	株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	1.39%
	STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234 (常任 代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.36%
	SMB C日興証券株式会社	1.14%
	株式会社イシダ	0.77%
	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	0.71%

(10) 当事会社間の関係	資本関係	いなげやに関し、該当事項はありません。 イオンは、ウエルシアの普通株式 105,950,600 株 (所有割合 (注) : 50.54%) を所有しております。
	人的関係	いなげやに関し、該当事項はありません。 イオンに関し、イオンの取締役兼代表執行役会長岡田元也氏がウエルシアの取締役に就任しております。
	取引関係	いなげやに関し、該当事項はありません。 イオンに関し、イオングループとウエルシアグループとの間でロイヤルティの支払、消費寄託、金融サービス、商品仕入の取引等があります。
	関連当事者への該当状況	いなげやはイオンの子会社であることから、ウエルシアの関連当事者に該当します。 イオンは、ウエルシアの親会社に該当します。

(注) 「所有割合」とは、ウエルシアが2023年10月10日付で提出した第16期第2四半期報告書に記載された2023年8月31日現在のウエルシアの発行済株式総数(209,656,076株)から、同日現在のウエルシアが所有する自己株式(ただし、2023年8月31日現在の役員および従業員向け株式給付信託として所有する当社株式3,425,219株を控除しております。)(13,634株)を控除した株式数に占める割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## (2) いなげや

(1) 名称	株式会社いなげや	
(2) 所在地	東京都立川市栄町六丁目1番地1	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 本杉 吉員	
(4) 事業内容	スーパーマーケット並びにドラッグストアによる小売り事業、食品卸し、施設管理、店舗支援業務、農業経営等の小売支援事業	
(5) 資本金	8,981百万円 (2023年12月31日現在)	
(6) 設立年月日	1948年5月20日	
(7) 純資産	56,849百万円 (2023年12月31日現在)	
(8) 総資産	103,978百万円 (2023年12月31日現在)	
(9) 大株主及び持株比率 (2023年9月30日現在)	イオン	17.01%
	若木会持株会	9.15%
	株式会社りそな銀行	4.17%
	株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4.03%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3.73%

	三菱食品株式会社	2.29%
	東京多摩青果株式会社	2.07%
	日本生命保険相互会社	1.92%
	国分グループ本社株式会社	1.78%
	株式会社三菱UFJ銀行	1.64%
(10) 当事会社間の関係	資本関係	ウエルシアに関し、該当事項はありません。 イオンは、本日時点でいなげや株式 23,586,400 株（所有割合（注）：50.79%）を所有しており、また、イオンの連結子会社であるユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社（以下「U. S. M. H」といいます。）の完全子会社である株式会社カスミ（以下「カスミ」といいます。）を通じた間接所有分 96,000 株（所有割合：0.21%）と合わせていなげや株式 23,682,400 株（所有割合：51.00%）を所有しております。
	人的関係	ウエルシアに関し、該当事項はありません。 イオンに関し、イオンの執行役副社長人事・生活圏推進担当兼リスクマネジメント管掌渡邊廣之氏が、いなげやの取締役役に就任しております。
	取引関係	ウエルシアに関し、該当事項はありません。 イオンに関し、イオングループといなげやグループとの間で、商品仕入の取引等があります。
	関連当事者への該当状況	いなげやはイオンの子会社であることから、ウエルシアの関連当事者に該当します。 イオンは、いなげやの親会社に該当します。

(注)「所有割合」とは、いなげやが 2023 年 11 月 14 日付で提出した第 76 期第 2 四半期報告書に記載された 2023 年 9 月 30 日現在のいなげやの発行済株式総数（52,381,447 株）から、同日現在のいなげやが所有する自己株式（ただし、2023 年 9 月 30 日現在の役員及び従業員向け株式給付信託として所有する当社株式 85,256 株を控除しております。）（5,946,838 株）を控除した株式数に占める割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。

### (3) イオン

(1) 名 称	イオン株式会社
(2) 所在地	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
(3) 代表者の役職・氏名	取締役兼代表執行役社長 吉田 昭夫
(4) 事業内容	小売、ディベロッパー、金融、サービス及びそれに関連する事業を営む会社の株式又は持分を保有することによる当該会社の事業活動の管理
(5) 資本金	220,007 百万円（2024 年 2 月 29 日現在）
(6) 設立年月日	1926 年 9 月 21 日
(7) 純資産	2,087,201 百万円（2024 年 2 月 29 日現在）
(8) 総資産	12,940,869 百万円（2024 年 2 月 29 日現在）
(9) 大株主及び持株比率 (2023 年 8 月 31 日現在)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 13.67% 株式会社日本カストディ銀行（信託口） 4.42% 株式会社みずほ銀行 3.88% 公益財団法人岡田文化財団 2.56% 公益財団法人イオン環境財団 2.54%

	農林中央金庫	2.12%
	STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234 (常任 代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.43%
	イオン共栄会 (野村証券口)	1.41%
	イオン社員持株会	1.41%
	東京海上日動火災保険株式会社	1.17%
(10) 当事会社間の関係	資本関係	イオンは、いなげやの普通株式 23,586,400 株 (所有割合 (注1): 50.79%) を所有しています。また、イオンの連結子会社である U. S. M. H の子会社であるカスミを通じて 96,000 株 (所有割合 (注1): 0.21%) を間接所有しています。 イオンは、ウエルシアの普通株式 105,950,600 株 (所有割合 (注2): 50.54%) を所有しています。
	人的関係	イオンの執行役副社長人事・生活圏推進担当兼リスクマネジメント管掌渡邊廣之氏が、いなげやの取締役に就任しております。 イオンの取締役兼代表執行役会長岡田元也氏がウエルシアの取締役に就任しております。
	取引関係	イオングループといなげやグループとの間で、商品仕入の取引等があります。 イオングループとウエルシアグループとの間で、ロイヤルティの支払、消費寄託、金融サービス、商品仕入の取引等があります。
	関連当事者への該当状況	イオンは、いなげやの親会社に該当します。 イオンは、ウエルシアの親会社に該当します。

(注1) 「所有割合」とは、いなげやが 2023 年 11 月 14 日付で提出した第 76 期第 2 四半期報告書に記載された 2023 年 9 月 30 日現在のいなげやの発行済株式総数 (52,381,447 株) から、同日現在のいなげやが所有する自己株式 (ただし、2023 年 9 月 30 日現在の役員及び従業員向け株式給付信託として所有する当社株式 85,256 株を控除しております。) (5,946,838 株) を控除した株式数に占める割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注2) 「所有割合」とは、ウエルシアが 2023 年 10 月 10 日付で提出した第 16 期第 2 四半期報告書に記載された 2023 年 8 月 31 日現在のウエルシアの発行済株式総数 (209,656,076 株) から、同日現在のウエルシアが所有する自己株式 (ただし、2023 年 8 月 31 日現在の役員および従業員向け株式給付信託として所有する当社株式 3,425,219 株を控除しております。) (13,634 株) を控除した株式数に占める割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。

#### 4. 取得 (譲渡) 株式数, 取得 (譲渡) 価額及び取得 (譲渡) 前後の所有株式の状況

##### (1) ウエルシア

(1) 異動前の所有株式数	0 株 (議決権の数: 0 個) (議決権所有割合: 0.00%)
(2) 取得株式数	19,000,000 株

	(議決権の数：19,000 個)
(3) 取得価額	ウェルパークの普通株式 8,300 百万円 アドバイザー費用等 (概算額) 105 百万円 合計 (概算額) 8,405 百万円
(4) 異動後の所有株式数	19,000,000 株 (議決権の数：19,000 個) (議決権所有割合：100.00%)

(2) いなげや

(1) 譲渡前の所有株式数	16,000,000 株 (議決権所有割合：84.21%)
(2) 譲渡株式数	16,000,000 株 (議決権所有割合：84.21%)
(3) 譲渡価額	6,989 百万円
(4) 譲渡後の所有株式数	0 株 (議決権所有割合：0.00%)

(3) イオン

(1) 譲渡前の所有株式数	3,000,000 株 (議決権所有割合：15.79%)
(2) 譲渡株式数	3,000,000 株 (議決権所有割合：15.79%)
(3) 譲渡価額	1,311 百万円
(4) 譲渡後の所有株式数	0 株 (議決権所有割合：0.00%)

5. 日程

(1) 取締役会決議日 及び代表執行役決定日	2024年4月18日
(2) 契約締結日	2024年4月18日
(3) 株式譲渡実行日	2024年9月2日 (予定)

6. いなげやにおける配当金の受領

(1) 配当金額	1,263 百万円
(2) 決定日	2024年4月18日
(3) 効力発生日	2024年8月30日 (予定)
(4) 業績に与える影響	2025年3月期のいなげやの個別決算において、上記受取配当金1,263百万円を営業外収益に計上致します。なお、連結子会社からの配当であるため、連結業績に与える影響はありません。

7. いなげやにおける特別利益の計上

本株式譲渡契約における前提条件の充足を経て株式譲渡を実行次第、いなげやの 2025 年 3 月期第 2 四半期

の連結決算において、関係会社株式売却益約 1,623 百万円を特別利益として計上する予定です。

## 8. 今後の見通し

本取引によるウエルシアの業績及び財務状況に与える影響につきましては、現時点で軽微であると認識しておりますが、公表すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。また、本取引によるイオンの業績及び財務状況に与える影響は軽微であるとの認識ですが、公表すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。また、ウエルパークは、本株式譲渡実行日をもって、いなげやの連結子会社に該当しないこととなります。これによるいなげやの 2025 年 3 月期連結業績予想の影響については現在精査中であり、これらが判明した時点で速やかにお知らせいたします。

## 9. ウエルシアの支配株主との取引等に関する事項

### (1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

イオンはウエルシアの親会社であり、支配株主に当たります。また、いなげやはイオンの子会社であり、ウエルシアの関連当事者に当たります。これらにより本取引はウエルシアにとって支配株主との取引等に該当いたします。

ウエルシアは、2024 年 1 月 25 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」において、「支配株主との取引については、会社法等の関係法令及び取締役会規程等の社内規則に従い、必要に応じて取締役会の承認を得るものとしております。取締役会の承認にあたっては一般的な取引条件と同等であるかなど取引内容の妥当性や経済合理性について確認のうえ決定を行い、少数株主に不利益を与えることがないように、適切に対応していく方針であります。」と記載しております。

この点、ウエルシアは本取引において、下記「9. (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じております。このような対応の結果、本取引は上記のウエルシアの「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると考えております。

### (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「9. (1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本取引は、ウエルシアにとって支配株主との取引等に該当することから、ウエルシアは、公正性を担保し、利益相反を回避する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じております。

#### ① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

ウエルシアは、本取引における価額（以下「本取引価額」といいます。）の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、ウエルシア、イオン、U. S. M. H、いなげや及びウエルパーク（以下、イオン、U. S. M. H、いなげや及びウエルパークを総称して「イオングループ（4社）」といいます。）から独立した第三者算定機関としてクロール株式会社（以下「クロール」といいます。）を選定し、2024 年 4 月 17 日付で、ウエルパークの株式価値算定書を取得しており、同算定書における算定手法としては、ディスカウントキャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）及び類似会社比準法を採用しております。

#### ② 独立した法律事務所からの助言

ウエルシアは、本取引に係るウエルシア取締役会の意思決定過程における公正性及び適正性を担保するため、ウエルシア及びイオングループ（4社）から独立したリーガルアドバイザーとして弁護士法人北



浜法律事務所（以下「北浜法律事務所」といいます。）を選任し、同事務所から、本取引に関するウエルシア取締役会の意思決定の方法及びその過程等について法的助言（ウエルパークに対して実施した法務デューデリジェンスの結果報告を含みます。）を受けております。

### ③ ウエルシアにおける利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

ウエルシアは、本取引に係るウエルシアの意思決定に慎重を期し、また、ウエルシアの取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本取引を行う旨の決定をすることが、ウエルシアの少数株主の皆様にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、イオングループ（４社）と利害関係を有しておらず、ウエルシアの社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている野沢勝則氏、ウエルシアの社外監査役で東京証券取引所に独立役員として届け出ている藤井隆氏、外部有識者である山田昌史氏（株式会社プルータス・コンサルティング）の３名により審議及び決議されるウエルシアの特別委員会（以下「ウエルシア特別委員会」といいます。）を設置し、ウエルシア特別委員会に対し、（i）本取引の目的の正当性・合理性、（ii）本取引に係る条件（本取引の対価を含む。）の公正性・妥当性、（iii）本取引に係る手続の公正性、（iv）上記（i）から（iii）を踏まえ、本取引がウエルシアの少数株主にとって不利益なものでないか、（以下（i）乃至（iv）を総称して「ウエルシア諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。

ウエルシア特別委員会は、2024年1月17日から2024年4月17日までに、会合を合計12回にわたって開催したほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、ウエルシア諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。

具体的には、第1回の特別委員会において、ウエルシアが選任した第三者算定機関であるクロール、リーガルアドバイザーである北浜法律事務所、及びファイナンシャルアドバイザーであるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社（以下、「デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー」といいます。）につき、いずれも専門性及び独立性に問題がないこと、またウエルシアの検討体制に独立性の観点から問題ないことを確認しております。その上で、特別委員会において、（a）ウエルシアから本取引の目的、検討経緯、事業環境、本取引実行後のメリット・デメリット等についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、（b）ウエルシアはウエルパークに対する財務・税務デューデリジェンスの実施をデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーに依頼し、法務デューデリジェンスの実施を北浜法律事務所に依頼し、ウエルシア特別委員会は、各社より財務・税務・法務デューデリジェンスの結果等について説明を受けるとともに、各デューデリジェンスの内容に関して質疑応答を実施したこと、（c）クロールから株式価値の算定方法及び算定結果の説明を受け、これらの事項について質疑応答を実施したこと、（d）北浜法律事務所から、本取引に係るウエルシアの取締役会の意思決定の方法・過程等、ウエルシア特別委員会の運用その他の本取引に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けたこと、並びに（e）本取引についての関連資料等の確認を行ったことにより、本取引に関する情報収集を行い、これらの情報を踏まえて、ウエルシア諮問事項について慎重に協議及び検討して審議を行っております。なお、ウエルシア特別委員会は、ウエルシアとイオン及びいなげやの間における本取引に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーから適時に報告を受けた上で、ウエルシアが最終的な本取引価額の提案を行うまで、複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、ウエルシアに意見する等して、イオン及びいなげやとの交渉過程に実質的に関与しております。

ウエルシア特別委員会は、かかる検討を経て、本取引を行うことはウエルシアの少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨が記載された答申書を2024年4月17日付けでウエルシアの取締役会に対して提出しております。ウエルシア特別委員会の意見の概要については、下記「9.（3）本取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」をご参照ください。

④ ウェルシアにおける、利害関係を有する取締役を除く取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

本日開催のウェルシアの取締役会では、ウェルシアの取締役 10 名のうち岡田元也氏を除く取締役 9 名により審議の上、その全員一致で、本株式譲渡契約の締結及び本取引の実行を承認する旨の決議を行いました。また、上記の取締役会には、ウェルシアのすべての監査役が出席し、上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、2024 年 4 月 17 日までイオンの執行役及びウェルシアの取締役であった松本忠久氏は、ウェルシアの取締役会における本取引に関する審議に参加しておらず、本取引に関するイオン及びいなげやとの協議・交渉に関与しておりません。また、イオンの役員を兼任する岡田元也氏は、利益相反を回避する観点から、ウェルシアの取締役会における本取引に関する審議及び決議に参加しておらず、本取引に関するイオン及びいなげやとの協議・交渉に関与しておりません。

(3) 本取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

ウェルシアは 2024 年 4 月 17 日付で、ウェルシア特別委員会より、本取引の決定は少数株主にとって不利益なものではない旨の答申書を入手しております。ウェルシア特別委員会から入手した答申書の概要は、以下のとおりです。

(i) 本取引の目的の正当性・合理性

上記「1. 株式の取得の理由」に記載のとおり、ウェルシアグループが属するドラッグストア業界は健康意識の高まり、取扱商品の拡大、意欲的な出店等を背景に市場規模が順調に拡大を続けてきた一方で、物価高に伴う消費者の節約志向の高まり、人件費・物流費の高騰など厳しい事業環境の変化に直面している。また新規出店余地が減少し、業界の成長は成熟ステージを迎え、再編の機運が高まっている状況である。

このような事業環境の中、少子高齢社会においても人口増加が続く 1 都 3 県の首都圏エリアの幹線道路沿い、駅前、住宅街等の好立地に合計 140 店舗（2024 年 3 月時点）を展開し、同エリアにて強固な経営基盤を有するウェルパークをウェルシアグループに迎え入れることで、ウェルシアのマザーマーケットにおけるドミナント化を促進することができ、物流や販促の最適化などを通じて事業の運営効率を高めることが可能と考えられる。また、ウェルパークにおいても、ウェルシアのサポートにより調剤併設を推進するほか、ウェルシアプライベートブランド商品の導入、調達・販促等の共同化で集客力や収益力を向上させることが可能と考えられる。他方で、本取引のデメリットとして、出店エリアの重複（自社競合）に伴うマイナスの影響の発生及びウェルシア傘下になることに伴うウェルパークの従業員の士気の低下等が考えられる。しかしながら、首都圏エリアにおいては人口流入が続いている顧客ニーズが高い地域である上に、既に他社も含めた複数店舗が出店・競争している市場環境を踏まえると、自社競合によるマイナスインパクトは大きなものではなく、また、本取引の意義・目的等に照らすと、ウェルパークの従業員の士気の低下に悪影響が生じる具体的なおそれは認められず、本取引により生じるデメリットは限定的であると考えられる。

したがって、本取引は、ウェルパークにおいてもメリットが見込まれるとともに、ウェルシアの企業価値向上にも資するものであり、他方で、デメリットは限定的であることから、本取引の目的には正当性・合理性が認められる。

(ii) 本取引に係る条件（本取引の対価を含む。）の公正性・妥当性

①独立した第三者算定機関であるクロールの株式価値算定書の算定結果については、当該算定内容及び算定手法等に対する質疑応答の結果、一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められず、ま

た、本取引価額はDCF法によるウェルパークの株式価値のレンジの範囲内に収まっていること、②本取引に係る契約書において、少数株主の利益を不当に毀損する内容は見当たらず、本取引の条件の公正性・妥当性を損なわせる事情は特段存しないといえること等から、本取引の条件（本取引の対価を含む。）には公正性・妥当性が認められる。

(iii) 本取引に係る手続の公正性

本取引においては、①独立した第三者算定機関であるクロールから株式価値算定書を取得していること、②独立したリーガルアドバイザーである北浜法律事務所から法的助言を受けていること、③イオングループ（4社）からの独立性を有するウエルシア特別委員会を設置していること、④2024年4月17日までイオンの執行役及びウエルシアの取締役であった松本忠久氏は、本取引に関する取締役会の審議には参加しておらず、本取引に係る協議及び交渉にも関与しておらず、また、イオンの役員を兼務している岡田元也氏は、本取引に関する取締役会の審議及び決議には参加しておらず、本取引に係る協議及び交渉にも関与していないこと等からすると、本取引においては適切な措置が講じられており、本取引に係る手続には公正性が認められる。

(iv) 上記（i）から（iii）を踏まえ、本取引がウエルシアの少数株主にとって不利益なものではないか

（i）から（iii）を踏まえ、本取引を行うことは、ウエルシアの少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

## 10. いなげやにおける支配株主との取引等に関する事項

### （1）支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本取引は、共に同一の親会社を持つ会社間の取引であるため、支配株主との取引等に該当いたしません。

いなげやが本日開示したコーポレート・ガバナンス報告書においては、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「当社グループは、親会社であるイオン株式会社及び、同社の連結子会社・持分法適用関連会社により構成する企業グループに属しており、当社グループ各社は商品仕入等について親会社と取引を行っておりますが、当該親会社との取引は、第三者との取引同様、公正に行っており、親会社との取引が少数株主の利益を害することがないように努めております。今後も、親会社の影響を受けず、親会社に有利な取引、投資、事業展開を行うことなく、少数株主の保護上問題のない体制を構築してまいります。」と記載しております。この点、いなげやは、本取引を検討するにあたり、下記「10.（2）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」に記載のとおり、支配株主との取引等の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じており、かかる対応はコーポレート・ガバナンス報告書の記載内容に適合していると考えております。

### （2）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

いなげやは、本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を講じております。

#### ① いなげやにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

いなげやは、本株式譲渡価格の公正性を確保するため、譲渡価額の決定にあたり、いなげや、イオン及びウエルシアから独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に対して、ウェルパークの株式価値の算定を依頼し、同社か

らウェルパークの株式価値算定書を取得しております。

## ② いなげやにおける独立した特別委員会の設置及び答申の取得

いなげやは、本取引に係る意思決定の恣意性を排除し、公平性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、いなげやの独立社外取締役である大谷秀一氏、石田（北代）八重子氏、及びいなげやの社外監査役である牧野宏司氏から構成される特別委員会（以下「いなげや特別委員会」といいます。）を設置し、いなげやの取締役会において、本取引の決定が少数株主にとって不利益でないか否か（以下「いなげや諮問事項」といいます。）を諮問しました。かかる諮問を行うにあたり、いなげや取締役会は、いなげや特別委員会の判断を最大限尊重し意思決定を行い、いなげや特別委員会が妥当でないとは判断した場合は本取引の決定を行わないことを決議しております。

いなげや特別委員会は、いなげや及びいなげやのアドバイザーから特別委員会に提供された資料及び情報に基づき、いなげや諮問事項についての検討を慎重に行いました。いなげや特別委員会は、かかる検討を前提として、2024年4月18日付で、大要以下の内容の答申書（以下「いなげや答申書」といいます。）を提出しております。

### (i) 本取引の目的の合理性（企業価値の向上に資するかを含む）

ウェルパークがウエルシアグループに参加することにより、ウエルシア及びウェルパークの相互の強みを活かしてスケールメリット等のシナジーを創出することが期待できる。また、イオングループ全体から見ると、ドラッグストア事業の集約につながり、いなげやとしても経営資源をコア事業であるスーパーマーケット事業に集中させることができる。その一方で、本取引によるデメリットとして、重大なものは特に見当たらない。

したがって、本取引はいなげやの企業価値向上に資するものとして正当であると認められる。

### (ii) 本取引の条件の妥当性

取得価格は、合理的に策定されたウェルパークの事業計画を基礎として行われた、独立した第三者評価機関である野村證券による株式価値算定における価格レンジの範囲内であり、その水準も、他社の類似取引との比較において、遜色がないと認められる。また、本取引が公正・透明なものとなるように本取引に関するストラクチャーも含めて交渉されたほか、取得価格の実質的な引き上げのため、事前配当に関する提案を行い、ウエルシアの同意を得た。加えて、その他の取引条件についてもいなげやとして確保すべき取引条件について合意に至っている。

したがって、取得価格を含めた本取引の取引全体について、いなげやの少数株主からみて、条件の妥当性が確保されていると認められる。

### (iii) 本取引の手続の公正性

本取引では、実効性を高めるために十分な措置が採られたいなげや特別委員会の設置、いなげやの意思決定プロセスにおけるイオンの関与の排除、外部専門家の専門的助言等の取得等、本取引にとって必要十分な内容での公正性担保措置が採用されている。また、それらの公正性担保措置が、実際に実効性をもって運用されていると認められる。

したがって、本取引においては、公正な手続を通じていなげやの少数株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる。

### (iv) 本取引がいなげやの少数株主にとって不利益なものではないと考えられるか

上記(ii)及び(iii)において詳細に検討したとおり、本取引について、いなげやの少数株主からみて、取得価格その他の取引条件の妥当性が確保されており、かつ、公正な手続を通じていなげやの少数株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる。

したがって、本取引は、いなげやの少数株主にとって不利益でないとは認められる。

## ③ いなげやにおける独立した法律事務所からの助言

いなげやは、本取引に関する当社取締役会の意思決定の過程等における透明性及び合理性を確保す

るため、いなげや、イオン及びウエルシアから独立したリーガルアドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所を選任し、同事務所から、本取引に関するいなげやの取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。

④ いなげやにおける利害関係を有しない取締役全員の承認

いなげやの取締役である渡邊廣之氏は、イオンの執行役副社長並びにイオングループであるイオンフィナンシャルサービス株式会社及びイオンディライト株式会社の取締役の地位を有しており、本取引に関するいなげやの取締役会の意思決定について、公正性及び客観性を高め、利益相反の疑いを回避する観点から、同氏は、本取引に関する全ての議案について、その審議及び決議には一切参加しておらず、いなげやの立場においてイオングループとの協議及び交渉にも一切参加しておりません。なお、2024年4月18日開催のいなげやの取締役会において、渡邊廣之氏を除くイオングループと利害関係を有しない取締役全員が出席し、出席取締役全員の賛同により、本株式譲渡契約の締結を決議しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

いなげやは、2024年4月18日付で、いなげや特別委員会より、本取引の決定は少数株主にとって不利益ではない旨のいなげや答申書を入手しております。いなげや答申書の概要は、上記「10. (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」の「②いなげやにおける独立した特別委員会の設置及び答申の取得」をご参照ください。

以 上